一般競争入札の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

平成29年11月１日
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

１　業務概要

（１）　業務名

平成30年度中野三丁目地区権利者等調整等業務

（２）　業務内容

中野三丁目地区における土地区画整理事業の実施に関して必要となる地権者・関係機関等との調整及び資料作成等並びに工事管理等を行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

①　現場調整関連

イ　区画整理に関する事項

ロ　補償に関する事項

ハ　工事に関する事項

②　工事管理関連

イ　工事監督に関する事項

③　積算関連

イ　工事費積算に関する事項

（３）　履行期間　平成30年４月１日から平成31年３月31日まで。

２　競争参加資格

（１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。なお、設計共同体により業務を実施する場合には、代表者が管理技術者の配置を予定すること。

（１）　単体企業

①　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者ではないこと。

②　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後２年間を経過していない者ではないこと。

③　当機構東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「土木設計」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

④　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑤　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

⑥　平成19年度以降に完了した、以下のいずれかの業務の実績を有すること。

Ａ　：公的機関又は宅地造成事業の施行者（民間企業を含む）が発注した宅地造成事業における発注者支援業務等（下請等による実績を含む）

Ｂ　：公的機関が発注した公共工事における発注者支援業務等（下請等による実績を含む）

※「公的機関」とは、国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む。）をいう。

※「宅地造成事業」とは、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業及び住宅用地造成事業、開発行為等により行われる公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設等に関する事業をいう。

　ただし、整地工事、排水工事及び道路工事が同一エリアで重層的になされ、かつ住宅等の用に供する宅地の品質及び施工精度が満たされているなど、宅地造成事業において一般的になされる工事と同等程度の事業と認められるものは宅地造成事業と同等のものとみなす。

※「発注者支援業務等」とは、公共工事又は宅地造成事業の発注者（施行者）を支援する立場として実施する以下の何れか一つを含む業務をいう。

・事業実施に用いる検討資料の作成
・予算要求・補助金申請関係資料の作成
・事業進捗に係る資料作成
・地元等との協議・調整に必要な資料作成
・工事又は業務の発注管理
・工事又は業務請負者に対する連絡調整
・施工管理
・積算資料作成

⑦　次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

イ　下記のいずれかの資格又は経験を有する者であること。

・技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

・ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
・土地区画整理士の資格を有する者
・一級土木管理技士の資格を有する者
・大学卒業後13年、短大若しくは高専卒業後18年又は高校卒業後23年以上で土地区画整理事業に関する業務の実務経験又は宅地造成事業における工事に関する実務経験を有する者

ロ　平成19年度以降に、上記⑥に掲げる業務の経験（宅地造成事業の発注者支援業務等の実績には下請、出向又は派遣による実績を含むものとする。）を有する者又は発注者として上記⑥に掲げる業務の管理に従事した者であること。

ハ　申請書及び資料の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。

⑧　上記①から⑦に定めるものの他、掲示文及び入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

（２）　設計共同体

①　上記（１）に掲げる条件（代表者以外の者は⑦の条件を除く。）を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年11月１日付け東日本都市再生本部長）に示すところにより、東日本都市再生本部長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けているものであること。

②　設計共同体における分担業務は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

３　総合評価に係る事項

（１）　総合評価の方法

１）技術提案の内容に応じて下記①、②、③、④、⑤の評価項目毎の評価を行い、技術評価点を与える。なお、技術評価点の最高点は60点とする。

① 企業の経験及び能力
② 予定管理技術者の経験及び能力
③ 実施方針
④ 評価テーマに関する技術提案
⑤ 技術提案の履行確実性

技術評価点＝（技術評価の最高点数＝60）×（技術点／技術点の満点）
技術点＝（（①に係る評価点）＋（②に係る評価点））＋（技術提案評価点）×（⑤の評価に基づく履行確実性度）
入札参加者全者の入札価格が、調査基準価格（予定価格に10分の７を乗じて得た額）以上の場合は、上記「技術点」の算式中「履行確実性度」を１（100%）とする。
技術提案評価点＝（③に係る評価点）＋（④に係る評価点）

2）価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の最高点数は60点とする。

価格評価点＝最高点×（1－入札価格／予定価格）×2

※上記算出式で価格評価点が30点を上回る場合、価格評価点は30点とする。

3）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①、②、③、④、⑤によって得られた技術　評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

4）詳細は、入札説明書による。

（２）　落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記（１）によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

４　入札手続等

（１）　入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：　平成29年11月１日（水）から平成30年１月５日（金）まで。

交付方法:　当機構東日本都市再生本部ホームページからダウンロードとする。

（２）　申請書及び資料の提出期間、提出場所並びに提出方法

提出期間：　平成29年11月２日（木）から平成29年11月17日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし正午から午後１時の間は除く。）。

提出場所：〒163-1313　東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
事業推進部中野駅エリア計画課 内藤、木村 電話03－5323－0799

提出方法：　あらかじめ提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（３）　入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成30年１月９日（火）　午後４時

提出場所：〒163－1382　東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー19階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課　電話03－5323－4782

提出方法：　同日同時刻までに必着の書留郵便による郵送とする。提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

（４）　開札の日時及び場所

日時：平成30年１月10日（水）（開札時間については別途通知する。）

場所：（３）の提出場所に同じ（首都圏入札課）。

※入札は、郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。なお、（５）の手続に移行することとなった場合は、開札の日時及び場所は（５）④によるものとし、その旨別途通知する。

（５）　追加公募手続への移行

本件において、入札に参加する者が２者に満たないときは、再公募に準じて、開札を中断し、以下の追加公募手順を踏まえたところで開札を行う。なお、当初の入札者は、申請書、資料並びに入札書の再提出は必要ない。

①　追加公募手続による入札説明書の交付期間及び交付方法

交付期間：平成30年１月10日（水）から平成30年３月７日（水）まで。

交付方法：入札説明書、仕様書、競争参加資格確認申請書等その他入札関係書類、契約書等は当機構ホームページからダウンロードすること。

②　追加公募手続による申請書及び資料の提出期間、提出場所並びに提出方法

提出期間：平成30年１月10日（水）から平成30年１月30日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（ただし、正午から午後１時までの間を除く）。

提出場所：４（２）の提出場所に同じ。

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

④　追加公募手続による入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成30年３月８日（木）午後４時

提出場所：４（３）の提出場所に同じ（首都圏入札課）。

提出方法：同日同時刻までに必着の書留郵便による郵送とする。提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

④　追加公募手続による開札の日時及び場所

日時：平成30年３月９日（金）午後４時

※②の提出期間において申請書及び資料の提出がない場合は、平成30年１月31日（水）午後４時に開札を実施する。

場所：４（３）の提出場所に同じ（首都圏入札課）。

※入札は、郵送による事前受付のみとし、開札時の立会いは不要とする。

５　その他

（１）　入札保証金及び契約保証金　免除

（２）　入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（３）　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２（１）③に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４（２）又は上記４（５）②により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書等提出時に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を提出し、本件の競争参加資格の確認を受け、かつ、開札の時までに当該資格の認定を受けなければならない。

（４）　技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（入札説明書参照）

（５）　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職

名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

（６）　本業務においては、落札価格が予定価格の 10 分の７を乗じて得た額を下回ったときは、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。(入札説明書参照)。

（７）　問い合わせ先

①　申請書及び資料について

上記４(２)の提出場所に同じ。

②　平成29・30年度の競争参加資格について

〒163-1313　東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課　電話03－5323－0469

（８）　詳細は入札説明書による。

以　上

競争参加者の資格に関する公示

平成30年度中野三丁目地区権利者等調整等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年11月１日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長　田中　伸和

◎調達機関番号　599　　◎所在地番号　13

１　業務概要

(1)　業 務 名　平成30年度中野三丁目地区権利者等調整等業務

(2)　業務内容

中野三丁目地区における土地区画整理事業の実施に関して必要となる地権者・関係機関等との調整及び資料作成等並びに工事管理等を行う業務である。

(3)　履行期限　　契約締結日翌日から平成31年３月31日（予定）

２　申請の時期

平成29年11月２日（木）から平成29年11月17日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

３　申請の方法

(1)　申請書の交付方法

「競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、入札説明書に添付する。

(2)　申請書の提出方法

申請者は、申請書に「平成30年度中野三丁目地区権利者等調整等業務設計共同体協定書」（４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は入札説明書６(1)に同じ。

(3)　申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

４　設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日官報（政府調達第185号）公示）５の（１）から（４）までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1)　組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。また、⑥については

設計共同体の代表者が満たすこと。

① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。

② 当機構の東日本地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格について、「土木設計」の業務区分の認定を受けていること。

③ 当機構から本件の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

④ 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照）

⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

⑥ 元請として受注し、平成19年度以降に契約履行が完了した業務Ⅰ及び業務Ⅱの実績を有することとし、設計共同体であった場合は出資比率が50％以上のものとする。

業務Ⅰ　平成19年度以降に完了した公的機関又は宅地造成事業の施行者（民間企業を含む）が発注した宅地造成事業における発注者支援業務等（下請等による実績を含む）

業務Ⅱ　平成19年度以降に完了した公的機関が発注した公共工事における発注者支援業務等（下請等による実績を含む）

(2) 業務形態

① 構成員の業務分担が、業務の内容により、平成30年度中野三丁目地区権利者等調整等業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、平成30年度中野三丁目地区権利者等調整等業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、平成30年度中野三丁目地区権利者等調整等業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平16．７．１付34－14）の別紙に示された「平成30年度中野三丁目地区権利者等調整等業務設計共同体協定書」によるものであること。

設計共同体協定書は３(1)の申請書と共に交付する「設計共同体協定書等作成の

手引き」及び「設計共同体協定書（様式）」に従い作成すること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４(1)②の認定を受けていない構成員が４(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに４(1) ②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

(1)　設計共同体の名称は「平成30年度中野三丁目地区権利者等調整等業務△△・××設計共同体」とする。

(2)　当該業務に係る一般競争入札に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。